

補助金調書

補助金名	未成年後見人支援事業補助金			担当課 (連絡先)	こども未来局こども総合相談センターこども支援課(TEL 092-832-7100)			
交付先	<input type="checkbox"/> 個人	未成年後見人		区分	その他の補助金			
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 非公募	(公募の場合) 公募時期						
(公募の場合) 応募要件								
(非公募の場合) 非公募の理由	「当該補助事業を行っている又は補助目的を達成し得る団体が限定されるもの」に該当するため。							
補助開始年度	平成25	年度	経過年数	3	年度			
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>児童相談所長は、親権者のいない児童等について、財産管理や身上監護などの必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任を請求しなければならない(児童福祉法第33条の8)。</p> <p>本来、後見人は被後見人(児童)から報酬を得るが、多くの児童は資産がないため、無報酬で後見していることが多い。本補助金は、後見人が必要とする報酬を支援することで、後見人を確保し、親権のいない児童等の日常生活支援や福祉向上に資することを目的とする。</p>							
補助金の終期	平成28	年度	延長回数	0	回			
終期を延長する理由								
交付対象経費及び補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 家庭裁判所が決定した報酬額。ただし、年額240,000円(月額20,000円)を上限とする。						
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】							
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度		前年度		前々年度		前々々年度	
	件		5 件		3 件		0 件	
	2,400 千円		(918) 千円		400 千円		0 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	弁護士や社会福祉士などの専門職が、日ごろの生活支援や、遺族年金・給与などの金銭管理を行う。							
補助金交付 による効果	未成年後見人が必要とする報酬を支援することで、未成年後見人の確保や、親権者がいない児童等の日常生活の支援や福祉の向上に寄与している。							

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。